

由布市告示第66号

平成26年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年6月4日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成26年6月11日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
browse けさ子君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
生野 征平君	太田 正美君
工藤 安雄君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成26年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成26年6月11日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

平成26年6月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第2号 平成25年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第3号 平成26年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第4号 平成25年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 平成25年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第6号 平成25年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第9号 平成25年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第13 報告第10号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第14 報告第11号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成25年度由布市一般会計補正予算(第5号)」
- 日程第19 議案第51号 平成26年度由布市新消防庁舎建設(建築主体)工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第52号 平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システ

ム整備工事請負契約の締結について

- 日程第21 議案第53号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第55号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第56号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第25 議案第57号 由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第58号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第27 議案第59号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第28 議案第60号 平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第2号 平成25年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第3号 平成26年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第4号 平成25年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 平成25年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第6号 平成25年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第9号 平成25年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第13 報告第10号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第14 報告第11号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の

一部を改正する条例」

- 日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）」
- 日程第19 議案第51号 平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第52号 平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第53号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第55号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第56号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第25 議案第57号 由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第58号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第27 議案第59号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第28 議案第60号 平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）

---

出席議員（21名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君  | 2番 野上 安一君  |
| 3番 加藤 幸雄君  | 4番 工藤 俊次君  |
| 5番 鷺野 弘一君  | 6番 廣末 英徳君  |
| 7番 甲斐 裕一君  | 8番 長谷川建策君  |
| 9番 二ノ宮健治君  | 10番 小林華弥子君 |
| 11番 新井 一徳君 | 12番 佐藤 郁夫君 |
| 13番 佐藤 友信君 | 14番 溝口 泰章君 |
| 15番 淵野けさ子君 | 16番 佐藤 人已君 |
| 17番 田中真理子君 | 18番 利光 直人君 |
| 19番 生野 征平君 | 20番 太田 正美君 |
| 21番 工藤 安雄君 |            |

---

欠席議員（なし）

---



○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの14日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの14日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付しておりますので、お目通しいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成26年第2回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私とも大変御多忙の中、御出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことにしております報告10件、諮問1件、承認3件、議案10件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第であります。少し時間をいただきまして、いくつかの項目について詳細な御報告を申し上げます。

まず、4月11日ですが、宇佐市で大分県市長会春季定例会が開催されました。由布市が提出いたしました「再生可能エネルギー設備の設置に関し一定の法的関与について」の議案も他の議案とともに承認を受け、九州市長会に提出することが決定されました。

4月18日には、由布市防災士認定証交付式によりまして33名の方が新たに防災士となりました。平成24年度より由布市として防災士の養成を開始いたしまして、これまでに113名の防災士を養成することができました。

防災士となりました皆さまには、職場、地域にて防災力向上に向けた活動を展開していただきますよう期待をしております。

4月30日には、長崎県大村市の直営によって挾間町七蔵司に設置予定の（仮称）ミニポートピア由布に関しまして、大村市と協定を交わしました。

2016年度内の開業をめざしておりますこの施設の設置に当たりましては、特に地域の不安払拭には最大の努力をしていくことを松本崇大村市長と確認をしたところでございます。

5月15日に、鹿屋市で開催されました第114回九州市長会におきましては、九州118市から107市の市長が一堂に会しまして、都市財政の拡充強化、合併市町村に対する支援策の充実等、18項目にわたり議案審議が行われました。

その中で再生可能エネルギー・省エネ対策の普及促進に当たっては「円滑な普及促進を図るため、自然環境、景観等を保全すべき地域への大規模な再生可能エネルギー施設の設置については、国による一定の法的関与を行うこと」という新規の要請議案についても討議がなされ、他の議案とともに可決されたところであります。

5月23日には、ゆふいんラジオ局との間で災害時等における緊急放送に関する協定を締結いたしました。

同局の放送で、緊急時には緊急地震速報などの情報を優先して放送していただくことで、災害の発生に伴う被害の予防や軽減に役立ててまいります。

5月30日には、市内の防災パトロールを実施いたしました。危険と思われる7カ所を関係機関と現地視察を行いました。毎年全国各地で局地的な集中豪雨による被害が発生しております。今後の気象情報には十分注意いたしますとともに警戒態勢には万全を期したいと考えております。

6月3日には、全国市長会、第2分科会に出席し、地方税財政等の関係議案並びに重点要望事項について審議を行いました。

翌4日に開催された第84回全国市長会通常総会では、「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」や「都市税財源の充実強化に関する決議」など6件の決議が決定されました。

5日には防衛省へ、大分県基地・日出生台演習場周辺施設整備期成会による、平成27年度予算要望に伴う合同要請を行いました。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告いたします。

**○議長（工藤 安雄君）** 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成26年第1回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

**○副市長（島津 義信君）** おはようございます。副市長でございます。

それでは、26年第1回定例会で採択をされました請願1件について処理の経過について御報告をいたします。

請願受理番号1、市道の請願についてであります。庄内町小原自治区内の国道210号より県道東長宝西線に通ずる道路の市道編入に係る請願につきましては、平成26年度、今年度予算で道路現況図を作成することといたしております。

成果後に市道認定議案を提案をする予定でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修の結果について報告を求めます。

総務常任委員長総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） 総務常任委員長の佐藤でございます。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則110条に規定により報告します。

調査事件、農業委員会委員の活動と報酬について。調査研修の期間、平成26年4月23日水曜日です。調査研修地、大分県豊後高田市農業委員会。調査研修者は記載のとおりでございます。調査研修結果の内容は下記のとおり。

研修の概要。

由布市議会では、平成26年第1回定例会に農業委員会委員の報酬引き上げの条例案が提案され継続審査となっております。県下の状況調査のため、由布市と類似団体であり今回の報酬引き上げに当たり報酬額の参考とした豊後高田市で研修を行った。

研修のまとめ。

豊後高田市農業委員会委員の報酬や委員定数は、平成17年3月末の合併時に決定され、これまで変更されていない。当時は農家数や耕作面積等の類似団体を調査して決定したとのことであった。委員報酬のほかに、由布市では支給されていない費用弁償（委員会開催時の旅費）と報酬費（農地パトロール年に2回）が支給されていた。旧真玉町や旧香々地町の委員にとっては報酬金額は大きく引き上げられたが、定数については半減しています。

農地の移動については、3条、4条、5条、利用権とも大きく数字が伸びている状況があった。干拓地は土地の規模も大きく、放棄地があればすぐに利用者と結びついていた。ただし山間部の農地については、面積が小さく鳥獣被害もあることから由布市と同じように利用者が見つからない状況となっているようだった。

農業委員会委員の活動について、同じような内容であったが、豊後高田市では4つの小委員会ごとに農地パトロールをしていた。由布市では個人の委員ごとに行なっているため、より細かくできているのではないかと問われたが、委員によっては活動内容に濃淡があるように思われる。その次の農業委員会だよりから感じられたまでを一応、抹消してください。

豊後高田市は、農業行政全体について大きな視点で取り組んでいるように感じられた。市役所内の農政関係各課の横の連携も念密にとられており、市役所と農協の結びつきも強いように感じられた。日ごろから全体で情報の共有化が図られており、由布市としても見習うことの多い研修

だった。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、委員会の調査研修報告を終わります。

---

#### 日程第4. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（秋吉 孝治君） それでは、最初に請願でございます。お手元に配付の請願文書表によりまして、朗読いたします。なお、請願者の氏名、紹介議員につきましては敬称を略させていただきます。

受理番号2、受理年月日、平成26年5月21日、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、請願者住所氏名、大分県大分市大手町3の2の6、大分県地方自治研究センター理事長中山敬三、紹介議員、佐藤郁夫、二ノ宮健治。

受理番号3、受理年月日、平成26年5月23日、件名、生活道路の早期整備に関する請願、請願者住所氏名、由布市挾間町三船293の1、由布川地域振興協議会会長（三船自治委員）丹生眞一他2名、紹介議員、淵野けさ子、田中真理子、利光直人、二ノ宮健治、甲斐裕一。

受理番号4、受理年月日、平成26年5月29日、件名、安倍内閣がすすめる集団的自衛権容認に反対する請願、請願者住所氏名、大分市田尻グリーンハイツ北区3組84、大分県平和委員会代表日高幸男、紹介議員、工藤俊次。

受理番号5、受理年月日、平成26年6月1日、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願、請願者住所氏名、由布市庄内町大龍1818番地、大分県教職員組合由布支部執行委員長山崎宗治、紹介議員、佐藤郁夫。

受理番号6、受理年月日、平成26年6月3日、件名、由布市源流太鼓練習道場設置の請願、請願者住所氏名、大分県由布市湯布院町川南339番地、長谷川議ほかメンバー一同、紹介議員、長谷川建策、太田正美、小林華弥子、溝口泰章、廣末英徳、加藤幸雄、野上安一、太田洋一郎。

受理番号7、受理年月日、平成26年6月3日、件名、市道編入に関する請願について、請願者住所氏名、由布市湯布院町川北2168、光永自治委員姫野茂ほか1名、紹介議員、太田正美、溝口泰章、野上安一。

請願は以上でございます。

続きまして、陳情でございます。別紙、陳情文書表をごらんください。同じく敬称は略させていただきます。

受理番号2、受理年月日、平成26年3月5日、件名、特定秘密保護法撤廃の採択に関する陳

情書、陳情者住所氏名、由布市湯布院町中川1194の4、溝口和香子

受理番号3、受理年月日、平成26年6月3日、件名、「マイ停留所」でユーバスを「体と心の健康寿命を延ばせる生活インフラ」にする陳情、陳情者住所氏名、由布市湯布院町川上3105の2、谷千鶴。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいまの請願6件、陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第5. 報告第2号

日程第6. 報告第3号

日程第7. 報告第4号

日程第8. 報告第5号

日程第9. 報告第6号

日程第10. 報告第7号

日程第11. 報告第8号

日程第12. 報告第9号

日程第13. 報告第10号

日程第14. 報告第11号

日程第15. 諮問第2号

日程第16. 承認第1号

日程第17. 承認第2号

日程第18. 承認第3号

日程第19. 議案第51号

日程第20. 議案第52号

日程第21. 議案第53号

日程第22. 議案第54号

日程第23. 議案第55号

日程第24. 議案第56号

日程第25. 議案第57号

日程第26. 議案第58号

日程第27. 議案第59号

日程第28. 議案第60号

○議長（工藤 安雄君） 次に、本定例会に提出されました日程第5報告第2号から日程第14報告第11号までの報告10件、日程第15諮問第2号の諮問1件、日程第16承認第1号から日程第18承認第3号までの承認3件及び日程第19議案第51号から日程第28議案第60号までの議案10件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告10件、諮問1件、承認3件、議案10件でございます。

まず、報告第2号平成25年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会が平成26年5月8日に開催され、平成25年度の事業報告並びに決算が議決され、5月9日付で公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により書類の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第3号平成26年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会が3月27日に開催され、平成26年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、3月28日付で公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度由布市取開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

報告第4号平成25年度由布市一般会計継続費繰越計算書については、湯布院中学校改築事業と挾間中学校改築事業の翌年度への通次繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

報告第5号平成25年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、27の事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第6号平成25年度由布市一般会計事故繰越繰越計算書については、入会地分収交付金事業についてであります。湯布院町塚原の全共跡地の入会地分収交付金を、年度内に入会権者に支出することができなかったためのものでございます。

報告第7号と報告第8号の専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号平成25年度由布市水道事業会計予算繰越計算書については、2つの事業について、

翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3号の規定により報告するものでございます。

報告第10号例月出納検査の結果に関する報告についてと報告第11号定期監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でございますので、代表監査委員より報告いたします。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現在も人権擁護委員をお願いしています梅野悦子氏が平成26年9月30日をもって、3年の任期が満了することから、引き続き人権擁護委員に推選いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

承認第1号由布市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向けた経済好循環の実現や、税制抜本改革を着実に実施するため、地方税法等の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

承認第2号由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

承認第3号平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出にそれぞれ3,782万円を追加し、予算総額をそれぞれ182億1,563万6,000円をお願いするものでございます。

これは、3月の大雪による災害復旧費として、農業用施設災害復旧緊急支援事業の補助金等で、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月25日付で専決処分を行ったものであります。

議案第51号平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締結については、5月8日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、新成建設株式会社が消費税を含む4億4,334万8,640円で落札し、5月14日付で仮契約を締結いたしましたので、工事請負の本契約を締結いたしたく、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号平成26年度高機能消防指令センター・消防緊急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結については、5月8日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、日本無線株式会社大分営業所が消費税を含む5億6,700万円で落札し、5月14日付で仮契約を締結いたしましたので、工事請負の本契約を締結いたしたく、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に

重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正については、平成26年5月診療分から70歳以上75歳未満の医療保険の受給者が医療機関等の窓口において自己負担割合が2割となったため、寡婦医療費助成対象者の対象年齢を75歳未満まで引き上げることにより、2割負担該当者の軽減を図るものでございます。

議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正については、平成26年4月23日付で交付されました母子及び寡婦福祉法の改正により、父子家庭に対する支援の拡充を図るとともに、法律の題名に変更がありましたので、この法律を引用しています由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の条文を整備するものであります。

議案第55号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正については、新たな由布市営土地改良事業に取り組みたいので、土地改良法第96条の4において準用する同法第36条第1項の規定に基づき、賦課徴収の割合を定めるものでございます。

議案第56号由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正については、新たな県営土地改良事業に取り組みたいので、土地改良法第91条第3項の規定に基づき、分担金の割合を定めるものであります。

議案第57号由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正についてと、議案第58号由布市営簡易水道給水条例事業の一部改正については、簡易水道事業統合計画に基づく湯平簡易水道事業と下湯平簡易水道事業の統合による給水人口及び1日最大給水量に変更が生じたこと等による改正でございます。

議案第59号由布市火災予防条例の一部改正については、平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火火災を踏まえ、屋外における防火管理体制の構築を図るため、消防法施行令が改正されたことに伴うものであります。

議案第60号平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ3,302万1,000円を追加し、予算総額を187億3,957万4,000円にお願いするものでございます。

主なものは、観光振興策として由布院駅前公衆トイレ改修工事、農業振興施策として集落営農組織育成対策事業費、農業機械購入事業の補助金、また、図書館事業として図書館システム構築委託業務等の経費となっております。

また、今回4月の人事異動に伴う人件費の組みかえも行っております。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

委員及び執行部の皆さんにお知らせいたします。暑いようでしたら上着を脱がれても結構です。次に報告第10号及び報告第11号について、続けて代表監査委員より報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） おはようございます。代表監査委員の土屋でございます。

それでは、報告第10号につきまして御報告を申し上げます。

報告第10号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり報告する。平成26年6月11日提出、由布市代表監査委員土屋誠司。

1ページから4ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成26年2月、3月、4月の例月出納検査を平成26年2月25日、3月25日、4月24日に実施いたしました。検査の結果は会計管理者と企業出納員の保管する1月末、2月末、3月末の現金のあり高、出納状況でございます。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証、現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしまして、資料の計数が緒帳票の計数と一致して、適正に処理されていると認められました。

3月の例月出納検査では、報告書の3ページにございますように現金実査を行っております。現金を扱う市内の施設9カ所で現金の保管が適正に行われているかを実査いたしましたところ、管理する現金の計数に相違はありませんでしたが、改善点すべき点として独自の領収書を使用している施設があり、様式の統一を求めたところでございます。

また、次に報告いたします定期監査では、つり銭の渡し忘れが判明しておりましたので、再度本検査で詳細に確認を行うとともに、改めて研修と取り扱いマニュアルの整備を進めるように改善を求めました。

続きまして、報告第11号について報告いたします。

報告第11号定期監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成26年6月11日提出、由布市代表監査委員土屋。

1ページから2ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第199条第4項の規定により、平成25年度由布市の財務関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、平成25年11月14日から平成26年2月25日まで監査を実施いたしました。

過去の指摘に対するその後の措置、時間外手当の抑制、事務執行経費の削減を重点として各課から提出された監査資料に基づき、帳票等の照合や証拠書類の確認を行うとともに、所属長と担当者からの聴取や質疑応答を行いました。事務・事業ともに適正に管理されていると認められま

したが、過去の指摘事項に対するその後の措置では、担当課によって措置までに時間的な差異があることや、未処置のものもあり改善を求めたことと、現金を取り扱う施設でつり銭を渡し忘れた事例あり、未然防止の取り組みを求めています。

今回の定期監査に当たっては、諸問題解決に当たる姿勢として法令順守を徹底することを事務執行の指針として提起しております。この指針は市民との信頼関係の構築と、円滑な事業実施には不可欠なものと考えております。あわせて創意工夫を行い、事務効率化を図るとともに時間外勤務の抑制や臨時職員の流動的配置の検証を行うことも監査意見としております。

以上で報告を終わります。

**○議長（工藤 安雄君）** 次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第2号及び報告第3号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

**○総合政策課長（溝口 隆信君）** おはようございます。総合政策課長です。

それでは、報告第2号並びに第3号の詳細説明を行います。

まず、報告第2号でございます。

報告第2号平成25年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

1、平成25年度事業報告書、2、平成25年度財務諸表（1）貸借対照表、（2）損益計算書、（3）キャッシュフロー計算書、（4）準備金計算書、（5）財産目録、3、平成25年度監査意見書、平成26年6月11日提出、由布市長。

1ページを御参照ください。

平成26年度5月8日に由布市土地開発公社理事会において、平成25年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律18条第3項の規定により、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

3ページをごらんください。

平成25年度事業報告書ですが、今年度につきましては、土地の取得及び処分等の事業はございませんでした。管理業務として下湯平若者定住化団地用地取得借入金利息として79万1,933円、市道向原別府線用地取得借入金利息として3,600円の支払いを行いました。

以下、理事会の開催状況、それから監査の状況、役員等の状況を記載しておりますので御参照ください。

次に、平成25年度の財務諸表について御説明申し上げます。

6ページを御参照ください。

まず、貸借対照表ですが、平成26年3月31日時点での公社の1年間の財政状況を、資産の部、負債の部、資本の部で現在高を示したものでございまして、資産合計並びに負債資本合計ともに1億791万3,716となっております。

次に7ページをお開きください。

損益計算書でございますが、1年間の収益と費用を計算するもので、当期利益についてはマイナスの2,012円となっております。

次に8ページをお願いします。

キャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金、預金の動きを表したもので、普通預金の年度末残高は547万6,963円、同じく定期預金残高は403万3,613円、合計951万576円の残高となっております。

9ページは、販売費及び一般管理費で人件費及び一般経費18万4,605円の内訳を記載してございます。

続きまして10ページを御参照ください。

準備金計算書です。前年度準備金951万7,088円に当期純利益マイナスの2,012円を加えた951万5,076円が当期準備金となりまして、下段の準備金処理計算書により、次期繰越金準備金として処理してございます。

次に、11ページは財産目録で、資産合計1億791万3,716円から負債合計8,539万8,640円を差し引いた2,251万5,076円が純資産ということになります。

以下12ページ以降には預金の明細表及び残高証明書、それから公用地の明細表、資産明細表、借入金の明細表を添付してございます。

次に、31ページ。32ページには、平成25年度の間接監査及び決算に係る監査意見書を掲載してございます。

以上で2号の詳細説明を終わります。

続きまして、第3号の詳細説明を行います。

報告第3号平成26年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。1、平成26年度由布市土地開発公社事業計画について、2、平成26年度由布市土地開発公社予算、3、平成26年度由布市土地開発公社資金計画について、平成26年6月11日提出、由布市長。

1ページを御参照ください。

平成26年3月27日に由布市土地開発公社理事会において、平成26年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律18条第2項の規定により

承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

まず、事業計画でございますが、公有地の取得事業の管理事業、管理利息として2件、1件目は下湯平若者定住活性化事業及び市道向原別府線の道路用地の取得事業の借入金利息事業の2件でございます、この2件のみの計画となっております。

次の2ページから予算となっておりますが、収益的収入につきましては附帯等事業収益それから補助金等収益、それから受取利息で合計102万2,000円となっております。収益的支出につきましては、一般管理費、支払利息並びに予備費で合計102万2,000円を計上してございます。

次に、3ページを御参照ください。

資本的収入につきましては、短期借入金と合わせて長期借入金の利息分合計で6,740万3,000円を計上させていただいております。同支出では、公有地の取得事業費と短期借入金返済金を合わせて6,740万3,000円を計上してございます。26年度の借入金限度額につきましては、6,739万9,000円と定めてございます。

4ページから6ページまでは、予算の実施計画を記載してございます。

次に、7ページ、8ページを御参照ください。

26年度の資金計画でございますけれども、ほぼ前年並みとなっております。

以下、9ページ以降に一般管理費の明細、それから10ページは予定の損益計算書、それから11ページにつきましては予定の貸借対照表、12ページは予定キャッシュフロー計算書を添付してございます。

以上で、詳細説明を終わりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、報告第4号から報告第6号まで、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） おはようございます。財政課長の御手洗でございます。この4月の人事異動で財政課長を拝命いたしました。不慣れではございますが、最後まで丁寧に御説明をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、報告第4号平成25年度由布市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。平成26年6月11日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

継続費繰越計算書でございます。湯布院中学校の改築事業、これが平成24年度から3カ年間の継続費を組んでおります。そういうことで1,230万5,212円と、下の挾間中学校施設整備事業、これが710万2,570円となり、合わせて1,940万7,784円に確定しました

ので報告するものでございます。

続きまして、報告第5号平成25年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。平成26年6月11日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

繰越計算書に書いてあるように27件、合わせて9億7,429万8,000円が確定いたしましたので報告するものでございます。

続きまして、報告第6号平成25年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。平成26年6月11日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

事故繰越し繰越計算書に記載してありますように、入会地分収交付金事業の1億2,195万4,887円となっております。これは、先ほど説明しましたように塚原の分収林の交付金が支払いができなかったということでありますので、この事故繰り越しでさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 安雄君）次に、報告第7号及び報告第8号について、続けて詳細説明を求めます。  
総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、報告第7号、第8号の詳細説明をいたします。

まず、報告第7号をお願いいたします。

報告第7号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成26年6月11日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

ここに専決処分書を添付しております。平成26年3月19日付で専決処分を行っております。事故の概要、和解条件等につきましては、次のページに記載しているとおりですがこの事故の当事者は甲が由布市で、乙が由布市庄内町〇〇〇〇〇〇〇の夏秋数夫さんでございます。

事故の概要は、市所有の公用車が平成26年2月26日午前11時10分ごろ、由布市庄内町庄内原297番地先の県道東長宝西線において、庄内駅前付近を走行中、左路肩にとめてあった乙の運転する車が急に発進したため、公用車の左側部と乙の所有する車の右前部が衝突した事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対して30%の過失割合を認め、損害賠償の額を2万7,000円に定めたものでございます。



午前10時56分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、諮問第2号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、諮問第2号をお願いいたします。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、住所、大分県由布市挾間町北方158番地3、氏名、梅野悦子、生年月日、昭和21年8月14日、満67歳。平成26年6月11日提出、由布市長。

次のページをお開きください。ここに梅野さんの経歴を掲載しております。梅野さんは、現在人権擁護委員として御活躍をいただいておりますが、平成26年9月30日をもって3年の任期が満了することから、引き続き人権擁護委員に推薦しようとするものでございます。

梅野さんは、人権擁護委員としての経験も豊富で、地域の実情に明るく、温厚誠実で責任感が強く、地域住民の皆さんからの信望も厚く、人権相談の適切な処理、人権思想の普及啓発に積極的に取り組んでいただいております。人権擁護委員候補者として最適任であることから推薦するものでございます。

なお、再任後の任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、承認第1号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、承認第1号をお願いいたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成26年6月11日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。平成26年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いいたします。

まず、第23条につきましては、法人税法の改正に合わせて改正を行うものでございます。

次に、第33条第5項につきましては、法改正に伴いまして号にずれが生じたことから改正するものでございます。

次のページになりますが、第34条の4につきましては、地方法人税の創設に対応して法人税

割の税率が引き下げられたことに伴う改正でございます。

次に、第48条第2項及び第5項につきましては、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことによる改正でございます。

次のページをお願いいたします。第52条につきましては、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことによる改正でございます。

第57条及び次のページの第59条につきましては、子ども・子育て支援新制度による適応条項に変更が生じたために改正するものでございます。

次に、第82条につきましては、軽自動車の標準税率引き上げに伴い原付自転車及び二輪の軽自動車並びに二輪の小型自動車に係る税率を1.5倍として引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は、最低税額の2,000円として三輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車に係る標準税率については1.5倍に、その他の区分の車両にあつては1.25倍とする改正でございます。

改正後の税額は記載のとおりですが、この改正によりまして原付自転車や農耕作業用の小型特殊自動車などの税額が平成27年度より引き上げられることとなります。

次に、附則の第4の2につきましては、租税特別措置法の改正に伴う改正でございます。

次の附則第6条から5ページ先の附則第6条の3までにつきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除されたものでございます。

次に、附則第7条の4、よろしいでしょうか。の改正については、改正に伴いまして条項にずれが生じたための改正でございます。

次のページをお願いします。附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期間が3年間延長されることになりましたので、それに伴う改正でございます。

次に第10条の2ですが、償却資産に係る地域決定型地方税の特例措置において、その内容を条項で定めることとなりましたので、新たに10条の2として条項を挿入して、これまで10条の2であったものを10条の3としております。さらに、その10条の3に耐震基準適合家屋に対する減額措置の創設に伴い、第9項を加えるものでございます。

次のページをお願いします。

附則第16条につきましては、三輪以上の軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、新規検査から起算して14年を経過した車両について、標準税率におおむね20%の重課税率を適用することに伴う改正でございます。

次に、附則第17条の2第1項及び第2項につきましては、課税特例が3年間延長されたことによる改正でございます。

次のページをお願いします。

附則第19条第1項及び19条の2第2項並びに19条の3第2項につきましては、既定の適

用を明確化したことによる改正でございます。

次に、附則第21条第1項につきましては、固定資産税の特例の適用を受けようとするものが行う申告について明確化されたことによる改正でございます。

また、次のページの第2項につきましては、移行した一般社団法人等に係る非課税措置の廃止に伴い削除するものでございます。

次に附則第21条の2につきましては、法改正に伴い条項にずれが生じたことによる改正でございます。

次のページをお願いします。

次のページの附則第22条からまた5ページずっと飛びますけども第23条まで、これは東日本大震災に係る特例措置について、条例によって定めなければならないこととされた事項を除き削除することになったものでございます。このことにより附則第24条が附則第22条に繰り上げられることとなります。

内容の説明は以上です。なお、一部改正条例の本文の末尾に附則として、施行期日及び経過措置を記載しておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、承認第2号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。承認第2号をお願いいたします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成26年6月11日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

専決処分書を添付しております。平成26年3月31日付で専決処分をしております。

次のページをお願いいたします。

今回の一部改正の内容になりますが、地方税法施行令の改正に伴うもので、第3条及び第22条の中で、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行14万円を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円を14万円に引き上げ、また低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減該当世帯において単身世帯へ対象の拡大、及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の現行35万円を45万円に引き上げを行うものです。

附則として、この条例の施行については平成26年4月1日からとしています。

資料として、新旧対照表を添付しておりますのでお目通しをいただければと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、承認第3号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成26年6月11日提出、由布市長。

次のページをごらんください。

専決処分書ということで、平成26年3月25日に専決処分をさせていただきました。これにつきましては、一般会計補正予算（第5号）のほうで説明をしていきたいと思っております。

これは3月の大雪によるもので、さきの3月定例議会後に総務部長からお願いをいたしました農林業施設雪害災害復旧緊急支援事業に係る歳出入予算の計上と、それに伴う農業用施設災害普及事業の予算繰越明許費の変更、このほかに繰越明許費補正の追加1件、変更2件を補正させていただいております。

それでは、予算書に従いまして説明をさせていただきます。なお、別添の平成25年度一般会計補正予算（第5号）に関する説明書は、主な補正事業の内訳、財源の内訳などを掲載しておりますので、予算書の補足資料として御参照してください。

平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）、平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,782万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億1,563万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。平成26年3月25日専決、由布市長。

それでは、予算書をごらんください。次のページの1ページです。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。3,782万円の補正額となつとります。

3ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正です。追加の分の防災ラジオ配送事業につきましては、3月から個別に配送をしておりましたが、留守の家が多くて1回、2回と配送しておりましたが、3回目からは不在票を入れるということで郵便局と契約をしておまして、この分だと非常に留守宅が多くて間に合わないという判断から、この配送業務につきましては繰越明許費ということで追加をさせていただきました。

次の変更につきましては、農業用排水路整備事業と農業用施設災害復旧事業につきましては、大雪により工事がおくれたと、そういうことでこの2件を変更させていただいております。

それから、真ん中の防災事業中継局の設置事業につきましては、総務省の許可がおくれたことによりて工事の着手がおくれたということでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に議案第51号及び議案第52号について続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは議案第51号をお願いいたします。

議案第51号平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締結について、平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月11日提出、由布市長。

契約の目的、平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事、契約の方法、要件設定型一般競争入札、契約金額、消費税を含んで4億4,334万8,640円、契約の相手方、大分市大字羽屋279番地1、新成建設株式会社代表取締役藤田三吉。

次のページをお開きください。

ここに工事の仮契約書を添付しております。工事の期間は、平成27年3月25日までとなっております。仮契約の日にちは平成26年5月14日付でございます。

次のページに入札結果一覧表を添付しておりますのでよろしく願いいたします。

次に、議案第52号をお願いいたします。

議案第52号平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について、平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月11日提出、由布市長。

契約の目的、平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備工事、契約の方法、要件設定型一般競争入札、契約金額、消費税を含んで5億6,700万円、契約の相手方、大分市王子町7番1号、日本無線株式会社大分営業所所長、辻本浩。

次のページをお願いします。

同じく工事仮契約書を添付しております。工事の期間は、平成27年10月30日までとなっております。仮契約の日付は平成26年5月14日でございます。

同じく入札結果一覧表を添付しております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に議案第53号及び議案第54号について続けて詳細説明を求めます。  
健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず、議案第53号をお願いいたします。

議案第53号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について、由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年6月11日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

今回の一部改正の内容になりますが、国保の制度改正により平成26年4月以降70歳到達者から後期高齢者医療制度に移行するまでの期間、医療機関窓口で支払う医療費の自己負担割合が2割となりました。現行の寡婦医療費の助成制度では70歳未満の方を対象とし、窓口で支払った3割の2分の1の額について助成をしていますが、今回の制度改正により70歳に到達し、寡婦医療費助成の受給資格がなくなった方は2割負担となりますので、70歳に到達すると負担が多くなることとなります。よって第2条において、対象年齢を75歳未満までに引き上げることにより、2割負担の2分の1を助成し、制度から生じる不公平をなくし2割負担該当者の軽減を図るものです。

なお、現在70歳に到達している方々はそのまま1割負担となりますので、対象者は今後70歳に到達する方から該当することとなります。

附則として、この条例の施行については公布の日からとし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用としております。

次に、議案第54号をお願いいたします。

議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年6月11日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

今回の一部改正の内容になりますが、第2条第2号アの中での改正につきましては、母子家庭等への支援措置の積極的、計画的な実施や医療機関の連携等に係る既定の整備など、母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、父子福祉資金制度の創設と、父子家庭に対する支援の拡充を図る目的で、法律名が、「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたことによるものでございます。

同号イでは、父子の規定が、母子及び寡婦福祉施行令第25条の規定が削除され、母子及び父

子並びに寡婦福祉法第6条第2項で規定されることになったために、条文を改めるものでございます。

ただし、父子については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2号の規定に加え、現に児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者でなければならないこととなっております。

附則として、この条例は平成26年10月1日からとしております。

それぞれ資料として新旧対照表を添付しておりますので、お目通しいただければと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に議案第55号及び議案第58号について続けて詳細説明を求めます。  
産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第55号から第58号の詳細説明を申し上げます。

議案第55号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年6月11日提出、由布市長。

今回の一部改正は、農林水産省所管農業基盤整備促進事業実施要綱に規定する事業について、新たに取り組むため土地改良法第96条の4において準用する同法第36条第1項に基づき徴収する賦課金について規定するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、3ページ目をごらんください。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第3号として農業基盤整備事業事業費の100分の30以内を加えるものであります。

議案第55号につきましては、以上でございます。

次に、議案第56号でございます。

議案第56号由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年6月11日提出、由布市長。

今回の一部改正は、平成26年大分県議会第1回定例会で可決された「平成26年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について」に規定する事業について新たに取り組むため、土地改良法第91条第3項に基づき分担金の額について規定するものでございます。

3ページ目、新旧対照表をごらんください。

別表第3条の表に事業名、農業水利施設保全合理化事業、徴収率100分の15.7以内を加えるものでございます。

議案第56号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第57号でございます。

議案第57号由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正について、由布市営簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年6月11日提出、由布市長。

今回の一部改正は、平成22年3月に策定いたしました簡易水道事業統合計画に基づきまして湯布院町の下湯平簡易水道事業を湯平簡易水道事業に統合することに伴うものでございます。

内容につきましては、3ページ目、新旧対照表をごらんください。

第2条は市営簡易水道事業の名称と事務所位置を規定したのですが、表中の由布市営下湯平簡易水道事業を統合によりまして削除したものでございます。

第3条につきましては、給水区域、給水人口及び1日最大給水量を別表に記載したのですが、給水区域に関しましては、湯平簡易水道事業の欄に下湯平簡易水道事業の給水区域を加えたところでございます。

また、改正案の給水人口、1日最大給水量につきましては、両簡易水道事業のこれまでの実数等をもとに算出したものを記載したところでございます。

議案第57号につきましては、以上でございます。

次に、議案第58号でございます。

議案第58号由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について、由布市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年6月11日提出、由布市長。

改正理由は前議案と同じでございます。

3ページ目、新旧対照表をごらんください。

第2条は、由布市簡易水道事業の給水区域を規定したものでございますが、統合により改正案のように変更したものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に議案第59号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（甲斐 忠君） 消防長です。

議案第59号由布市火災予防条例の一部改正について、由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年6月11日提出、由布市長。

詳細について御説明いたします。裏面をお開きください。

今回新たに付け加える条文であります。今回の改正は、まず1件は各種催しものにあつての火気器具等の取り扱いに関する規定の整備及び消火器の義務設置であります。

もう1件は、屋外催しに係る防火管理で大規模な催しの場合、消防長が指定催しの指定をし、主催者に対して防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものです。

新旧対照表を添付してありますので、御参照していただきたいと思ひます。

なお施行は平成26年8月1日からとしております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤 安雄君） 次に議案第60号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。議案第60号平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）、平成26年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,302万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億3,957万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年6月11日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

この詳細につきましては、3ページをお願いします。

補正予算事項別明細書です。歳入から説明します。

歳入については一般財源扱いされているものを説明し、特定財源として歳出に当てられるものは、歳出の項目で説明をいたします。

6ページをごらんください。

歳入につきまして、真ん中の18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金についてでございます。247万5,000円ですが、ふるさと納税の寄附金となっております。

その下の19款1項繰入金1目繰入金2節の基金繰入金631万6,000円は、財政調整基金からの繰入金です。基金の本年度取崩累計額は5億1,769万7,000円となっております。

その下の21款諸収入5項雑入2目雑入につきましては、大分県農地中間管理機構を設立に伴う中間管理事業委託として25万円、それから総合型スポーツクラブ事業補助金の交付決定による227万5,000円となっております。合計252万5,000円となっております。

次の2節防衛交付金過年度収入につきましては、1,900万円。これは平成25年度実施分に係るものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

ここからは歳出になりますが、今回の補正予算の人件費については、4月の人事異動に伴う職員給与の組みかえによるものですので、各項目での人件費増減の説明は省略させていただきます。

12ページをお願いします。

1番上の2款総務費1項総務管理費5目財産管理費ですが、湯布院庁舎管理事業です。これにつきましては589万7,000円。これは、由布院駅前のトイレの改修工事に伴うものでござ

います。

次の9目地域振興費の挟間地域づくり推進事業32万5,000円ですが、消防団の積載車購入費で軽車両の仕様書を統一化したため機械器具と経費の増額となっております。

次の10目諸費の防犯体制確立事業の負担金7万2,000円ですが、大分南地区少年警察ボランティア協会費負担金で、由布市少年指導員が兼務をしておりますしてその36名分の負担金となっております。

次に18ページをごらんください。

一番下の3款民生費3項生活保護費1目生活保護総務費22万2,000円についてでございます。これは、4月の人事異動により新しく生活保護担当者が社会福祉主事資格を取得をするための経費となっております。

20ページをお願いします。

一番下の4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生総務費1の水道未普及地域改善事業64万7,000円については、挟間町小平地区の簡易水道の水中ポンプ取りかえ工事に対する補助金となっております。

次の22ページをお願いします。

上から2番目、6目環境対策費1の河川水質保全事業100万円についてですが、大分川源流域の水質を改善するための協議会を立ち上げる補助金となっております。

24ページをお願いします。

2番目の6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費1の集落営農組織育成対策事業費370万円は、共同利用による大豆コンバイン購入費の補助金となっております。2の農村交流施設整備事業181万7,000円。これはかぐらちゃや施設の修繕費となっております。3の農地中間管理事業費27万円は農地中間管理機構の設立に伴う経費となっております。

飛びまして28ページをお願いいたします。

上の9款消防費1項消防費1目常備消防費1の常備消防費の27万8,000円でございます。これは法改正による防火対象物管理システムの導入費となっております。

次に3目災害対策費1の災害対策環境整備事業55万1,000円についてでございます。災害時等において職員や消防職員等に市役所から緊急メールを配信するシステムの構築費となっております。

30ページをお願いします。

2番目の10款教育費1項教育総務費3目教育指導費1の特色ある学校教育推進事業、減額マイナス16万1,000円ですが、体力向上推進事業補助金が確定したことによる減額のもので、2の教育方針推進事業77万7,000円ですが、学校運営協議会導入に伴う経費となって

おります。

32ページをお願いします。

2番目の6項社会教育費1目社会教育費1の社会教育活動推進事業費31万9,000円。これは抜間の丸田自治区と庄内町の小松台自治区の公民館整備事業費の補助金となっております。

次に、34ページをお願いします。

一番上の3目図書館費1の図書館事業1,247万2,000円ですが、これは図書館システム更新による委託料と備品購入費等に係る経費を計上しております。

次の4目文化財保護費1の文化財保存継承推進事業については、湯布院町の大杵社の大杉が棄損したことによる文化財管理費補助金となっております。

次の7項保健体育費1目保健体育総務費1のスポーツレクリエーション団体育成事業の15万円ですが、県スポーツ振興基金補助金が内定したものであるものです。

36ページ、最後です。

2番目の13款諸支出金2項基金費1目基金費1の基金積立事業247万5,000円については歳入に計上していますふるさと納税の寄附金に伴う積み立てとなっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど上程しました諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

諮問第2号については、委員会付託を省略し、ただちに全員による審議とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、諮問第2号については委員会付託を省略し、ただちに全員による審議とすることに決定いたしました。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 諮問第2号について、まず採決について意義を出しましたけども、人事案件について当日提案、当日審議、当日採決というのは、余りにも乱暴過ぎるということで異議を申し立ててきました。もともと人事案件は、我が由布市議会は過去に教育の不祥事があったときに市長の任命責任だけではなくて、我々議会の同意責任も厳しく問われるんだという反省から、人事案件についてはそれまでは任期直前に臨時議会などでやってましたけれども、そこを慎重審議すべしということで委員会付託をして審議をしてきました。

そのために市長も任期よりも前の定例会のほうに出してくださいと議会からお願いをした経緯があります。今回も9月30日まで任期があるのを、この6月議会に出してきてくれました。我々由布市議会が慎重に審議するためにも、当日提案、当日採決などと乱暴なことをするのはなく、委員会の中で詳細に審議すべきであったと思います。

今回は、梅野さん再任ということでありますので、人物については私は異議は申し立てませんが、十分な審議ができるのかということで疑問を呈したいと思います。

討論としては、内容については賛成はしますが、採決の仕方について反対の意味で討論させていただきました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかにございませんか。これで討論を終わります。

これより、諮問第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり適任と答申することに、賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり適任と答申することに決定しました。

---

○議長（工藤 安雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。次回の本会議は、6月13日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書の追加分提出締め切りは、あすの正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締め切りは13日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

午前11時53分散会

---